



平成22年 7 月 3 0 日

各 位

会社名 高木証券株式会社
代表者名 取締役社長 吉原 康夫
(コード番号 8625 東証・大証第二部)

業務改善報告書の提出について

本日、弊社は、平成22年6月25日付の業務改善命令に基づき、業務改善報告書を近畿財務局長に提出し受理されましたので、お知らせいたします。

今後、弊社では、業務改善計画に基づき、新商品導入時における内部牽制機能の構築および研修等の実施による商品性等の周知徹底ならびに苦情等処理態勢の強化を図るとともに、本件に係るお客様に対する適切な対応を行い、経営管理態勢および内部管理態勢の充実・強化に取り組み、役職員一同全力で法令遵守意識を徹底し、全社一丸となって再発防止ならびに信頼の回復に努めてまいります。

この度の行政処分により、お客様および弊社株主ならびに関係者の皆様に、多大なるご心配とご迷惑をおかけしました事を、改めて深くお詫び申し上げます。

なお、業務改善計画の要旨は別紙のとおりとなります。

※ 本件行政処分に至る原因につきましては、次のリンクをご参照ください。

当社プレスリリース「証券取引等監視委員会による行政処分の勧告について」

http://www.takagi-sec.co.jp/cms/upload/ir_ir5_Press20100617.pdf

以 上

(お問合せ先)

役職名 総務企画部長
氏名 田中 康雄
TEL 06-6345-1225

〈別紙〉 業務改善計画の要旨

- I. 金融商品の勧誘に関し、その商品性・リスクについて、顧客が十分に理解できるようにするための説明態勢等の構築を図ることについて
 1. 新商品導入時における内部牽制機能の構築および販売資料の整備
 - ・新商品導入検討時に、弁護士を交えた、販売資料等をチェックする仕組みづくり。
 2. 研修等の実施による、営業員への商品性等の周知徹底
 - ・営業員への研修の実施方法の見直しと商品性およびリスク項目等の重要事項等の周知徹底方法の見直し。

- II. 顧客からの苦情等処理態勢の強化について
 1. 平成22年7月12日付にて、監査部内に「お客様相談室」を新設。TEL：0120-8625-30
 2. 顧客への苦情対応状況について、弁護士の検証を得ることにより、公平かつ適切な対応を確保。

- III. 投資者保護の視点に立った、経営管理態勢および内部管理態勢の充実・強化、役職員の法令遵守意識の徹底について
 1. 内部管理態勢の充実・強化
 - ・顧客属性等を十分に把握し、顧客の意向と実情に適合した勧誘の実行とその検証の確立。
 2. 役職員の法令遵守意識の徹底
 - ・社内研修の機会の充実とカリキュラムの見直しによるコンプライアンス意識の再徹底。
 3. 経営管理態勢の強化・拡充
 - ・指揮・命令系統および責任体制の明確化。
 - ・業務運営の向上に向け、業務運営委員会を設立。
 - ・第三者機関等を活用した適正な業務運営に向けての取組み。
 - 弁護士を含めた有識者で構成される、新生高木再生プロジェクト（再生委員会）の設立。

- IV. 本件に係る責任の所在の明確化について
 1. 社内処分の実施（平成22年7月1日付：社長退任、2名降格、6名減棒）。
 2. 平成22年3月期の役員賞与の返上。

- V. 不動産投資ファンドを購入し、損失を被ったお客様への対応について
 1. 勧告・行政処分の記載文書を提示し、概要の説明をした上で、勧誘状況等の確認を行う。
 2. お客様に謝罪を行うとともに、お客様のご意向を十分にお伺いし、適切かつ早急なる問題点の解決を図る。

以上